

(事例55) 23歳男性、製造業、腹部てんかん、通常勤務可能・腹痛発症時の配慮

| 類型   | 症候    | 疾患          |
|------|-------|-------------|
| 2, 4 | 8. 腹痛 | 2. 腹部てんかん疑い |

| きっかけ  | <input type="checkbox"/> 健康診断の有所見 | <input checked="" type="checkbox"/> その他の機会 |
|---|-----------------------------------|--|
| <p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴<br/>23歳男性 腹部てんかん疑い</p> <p>2) 業種、作業内容<br/>製造業、立位作業で軽作業、交代勤務</p>  |                                   |  |
| <p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など<br/>腹部てんかん疑い</p>  |                                   |  |
| <p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など<br/>通常勤務可 交代勤務可</p> <p>但し、腹痛が生じた際は抗てんかん薬を内服し、日勤中は健康管理室・夜勤中は休憩室のベッドで安静とし、数時間休んでから帰宅させること（抗てんかん薬内服直後は眠気が強く自動車運転は危険だが、夜勤中は公共交通機関も使用できず自動車運転で帰宅することがやむおえないため。）</p>     |                                   |  |
| <p>4. 事例の詳細（背景、経緯、特に考慮した事情など）</p> <p>腹痛で過去に健康管理室に来室したことあり、病院受診を勧めたところ、腹部てんかんの疑いと診断された。その約半年後、交代勤務に入るメンバーにしたいと上司から打診があった。病院で腹部てんかんの疑いと診断されて以降、一度だけ自宅で同様の腹痛あり、抗てんかん薬の内服で腹痛消失しているが、腹痛の頻度も高くなく、危険作業もないため、交代勤務可能とした。</p> |                                   |  |
| <p>5. 就業制限・配慮の主な目的（複数回答可）</p> <p>② 企業リスクが予見されたため（交通事故、公衆災害の発生など）</p> <p>④ 職場や企業への注意を促すため（例：過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど）</p>  |                                   |  |
| <p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えて下さい</p>   |                                   |  |